

保管お願いします

令和 6 年 5 月 10 日

保護者 様

城陽市立北城陽中学校
校 長 奥 田 昇

令和 6 年度学校諸費の口座振替金額について

平素は本校教育の進展にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、学校諸費の口座振替金額について下記のとおりお知らせします。ご確認の上、ご指定いただいた口座に準備をお願いします。

毎月の徴収額については、1 年間使用する教材・資料・その他の経費等を毎月平均化し徴収する計画です。口座振替金額は【1 表】を、内訳は【2 表】を参照ください。

今後とも現金持参によるトラブル防止のため、口座振替にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 口座振替日 毎月 18 日（土・日・祝日の場合は翌銀行営業日）

5 月のみ 5 月 20 日 に口座振替をいたします。

※ 第 1 回目の振替で、4・5 月の 2 か月分を振り替えます。

※ 夏休み期間中（8 月 19 日）も引き落としがありますのでご了承ください。

【1 表】 学年別・月毎の口座振替金額

単位：円

学 年	区 分	1 年	2 年	3 年
4 月～ 12 月	A	10,152	10,652	8,352
	B	9,912	10,412	8,112
1 月	A	10,152	7,652	8,352
	B	9,912	7,412	8,112
2 月	3,000 円（旅行積立） 給食費・学年費の精算額		給食費・学年費 精算額	給食費・学年費 精算額

【2 表】 1 表の内訳

単位：円

学年	全学年共通		1 年		2 年		3 年
項目	諸費	給食費	学年費	積立金	学年費	積立金	学年費
4 月～ 12 月	A 552	4,600	2,000	3,000	2,500	3,000	3,200
	B 312						
1 月	A 552	4,600	2,000	3,000	2,500	0	3,200
	B 312						
2 月	0	精算額	精算額	3,000	精算額	0	精算額

※やまびこ学年費は、1 年 2,000 円、2 年 1,500 円、3 年 3,000 円で徴収いたします。

諸費徴収の詳細について

1 諸費の内訳

(1) 諸費

- ・ 1 か月分の費用

種 類	A	B
① P T A会費	240	0
② 生徒会費	240	240
③ 学習活動費	72	72
合 計	552	312

A：一世帯

B：本校に兄弟のいる弟妹の場合

- ・ 1 か月の徴収額（Aの場合）

① P T A会費	240 円	$200 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 2,400 \text{ 円} \div 10 \text{ 回}$
② 生徒会費	240 円	$200 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 2,400 \text{ 円} \div 10 \text{ 回}$
③ 学習活動費	72 円	$60 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 720 \div 10$

(2) 給食費（1 食 285 円）

- ・ 1 か月の徴収額 4,600 円

毎月の徴収額の平準化と学年末（2 月分）の負担軽減のため 8 月も徴収させていただきます。
ご了承ください。

(3) 学年費（副教材等）

- ・ 年間の費用…… 1 年 約 20,000 円 $2,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 回} + 2 \text{ 月（精算額）}$
2 年 約 25,000 円 $2,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 回} + 2 \text{ 月（精算額）}$
3 年 約 32,000 円 $3,200 \text{ 円} \times 10 \text{ 回} + 2 \text{ 月（精算額）}$

(4) 修学旅行積立金

- ・ 年間の費用… 1 年 33,000 円 $3,000 \text{ 円} \times 11 \text{ 回}$
2 年 27,000 円 $3,000 \text{ 円} \times 9 \text{ 回}$

※ 2 年生の 12 月まで徴収予定です。（3 年生の徴収はありません。）

2 入金について

- (1) 口座振替金額は【1 表】を参照のうえ、毎月 18 日までにそれぞれの南都銀行の普通預金口座にご入金ください。
- (2) 振替不能の場合は学校より文書でお知らせしますので、振込で納入をお願いします。（振込手数料は保護者負担となりますのでご了承ください。）

3 徴収額の調整等

- ・ 諸費（P T A会費・生徒会費・学習活動費）は 1 月まで徴収します。
- ・ 給食費は 2 月に精算額を徴収します。
- ・ 学年費は 1 月まで徴収します。2 月を精算月とし、精算額を徴収します。また、学年末に各学年より精算報告させていただきます。
- ・ 就学援助を受給されている場合は、給食費・修学旅行積立は徴収しません。